

○神奈川県川崎競馬組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(平成12年4月1日条例第5号)

改正(令和2年1月17日条例第1号)

改正(令和7年11月17日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県川崎競馬組合議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。ただし、就任した年及び離任し、又は死亡した年の議員報酬の額は、月割りにより計算した額とする。

議長 年額 200,000円

副議長 年額 190,000円

議員 年額 180,000円

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が、議会の招集に応じ又は議長若しくは議長があらかじめ指定する者の招請に応じて会議に出席したときは、費用弁償として鉄道賃及びその他の交通費を支給する。

2 前項の鉄道賃は、その現によった経路及び方法によって計算し、その額は、旅客運賃及び新幹線自由席特急料金で現に支払ったものによる。

3 第1項のその他の交通費は、その現によった経路及び方法によって計算し、その額は、一般乗合旅客自動車を利用した場合にあっては現に支払ったものにより、自家用自動車を利用した場合にあっては職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例により計算した額及び高速自動車国道等の有料の道路の料金で現に支払ったものによる。

第3条の2 議長、副議長及び議員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、別表により算定した額の旅費を支給する。ただし、予算の範囲内において打切支給することができる。

(議員報酬及び旅費の支給方法)

第4条 第2条の議員報酬の支給は、年2回とし、10月末日及び翌年4月末日にそれぞれ支給する。ただし、その土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日(その日が土曜日、日曜日、又は休日に当たるときは、その前日)とする。

2 旅費の支給方法は、一般職員の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 改正後の神奈川県川崎競馬組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（令和2年1月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神奈川県川崎競馬組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（令和7年11月17日条例第2号）

- 1 この条例は、公布日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第3条の2関係）

区分	支給額
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）

備考 この表に掲げるもののほか、必要な旅費は、一般職員の例（一般職員の例により難しいときは、別に定めるところ）により計算する。